

資料1 利活用方策のアイデア整理

○ IC自動車検査証の空き領域を用いて、官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進し、自動車関連産業の生産性向上、自動車ユーザーの利便性向上、各種行政活動の向上を目指す。

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス



その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

自動車関連産業の
生産性向上

自動車ユーザーの
利便性向上

各種行政活動の向上

○ IC自動車検査証の利活用方策を実現するために必要な検討事項として、制度面、技術面、運用面の観点から、以下の論点に基づき、アイデア整理等に基づき検討。

視点	利活用検討の論点	論点の内容
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の範囲を検討する。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用主体の範囲を検討する。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務及び利活用事務の主体に関し、国による関与の可否を検討する。 利活用事務の実施が認められる要件及びそのチェックの仕組みを検討する。 利活用事務の主体に対する管理・監督の可否を検討する。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を実現する手段として、他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適用か、検討する。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証を利活用する際に、システムにおいて国交省が実施すべき技術的措置及び利活用者側に求める環境・技術的条件を検討する。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用における、記録事項の漏洩、減失又は毀損の防止等の安全管理措置の基準を検討する。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務の各段階における留意点について検討する。

(第7回検討会資料より)

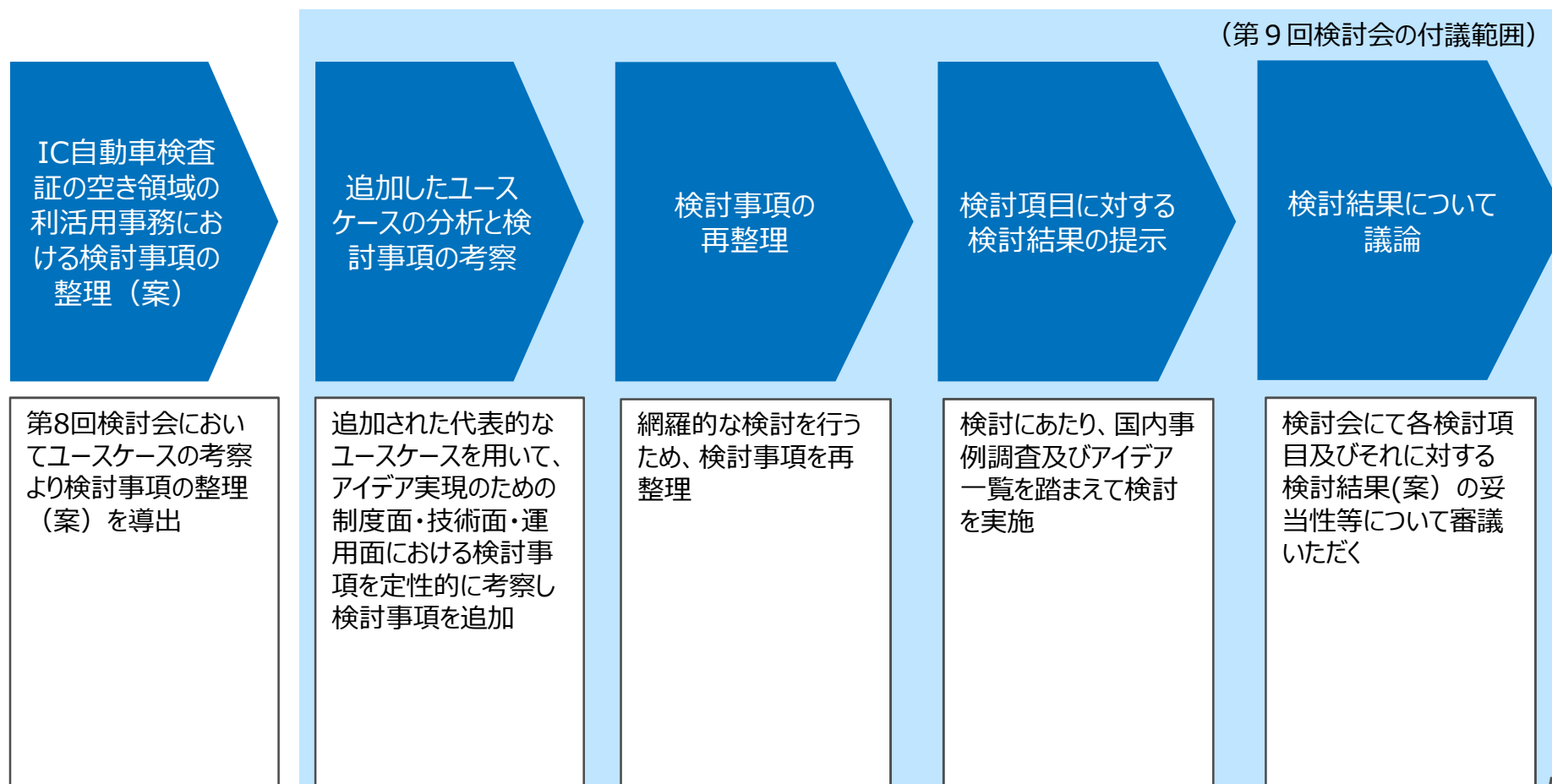
○ 資料 1 におけるユースケースの考察から得た検討事項は以下のとおり。

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理 (案)
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用をする主体（行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者）ごとに利活用事務の範囲を限定するべきか。 現在実施されていない又は効率性が向上するものであることが必要ではないか。 利用される見込みが十分にあることが必要ではないか。 現行の法制度上認められていないものについては、制度改正の見込みがあるか。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者をそれぞれ限定する必要があるか。 記録された情報を利用する主体は広く認められるべきではないか。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> アプリの開発やICカードへのアプリの搭載・消去について、国の関与が必要か。 ICカードへの情報の記録者等を限定する場合、どのような要件及びチェックの仕組みが必要か。 書込・閲覧等の権限をその主体ごとに管理する必要があるか。 また、管理が必要な場合、どういった単位（本店・営業所等）で権限を付与するか。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> データ量等に応じた利活用方式を実現する場合、自動車検査証情報以外に、ICチップに車両を識別する情報(車両ID等)を格納する方式が必要か。 多くの主体に共通的に利用される情報を記録し、誰でも情報を閲覧できる領域が必要か。 多様な利活用を可能とするため、使用できるデータ量の上限を設けるべきか。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 国交省と利活用の主体は、それぞれどのような環境（システム整備、機器の調達、データ容量等）やカード機能を準備するべきか。 ICチップに書き込まれた情報の真正性を担保する必要があるか。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> 利活用する主体や個人情報の有無によって、講じる安全管理措置に違いを設けるか。 ICチップに書き込まれた情報の漏洩を予防する仕組みをどのように設けるか。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> すべての利活用事務の開始に当たって同意を取る手続が必要か。 不適切な利用があった場合に、どのような措置をとる必要があるか。 変更登録等でIC自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ措置を行う必要があるか。

第9回検討会の位置づけ

第9回検討会の位置づけ

- 第8回検討会では、アイデア一覧の代表的なユースケースを検証し、「ユースケースの考察から得た検討事項の整理（案）」を整理した。
- 第9回検討会では、整理した検討事項に対し、事例調査・アイデア一覧等を踏まえて検討を実施した結果に関し議論いただく。



追加のユースケースから考察した 検討事項(案)

追加のユースケースから考察した検討事項(案)

- 第8回検討会に提示した代表的なユースケースに対し、アイデアをできるだけ網羅的に検討するため、更にユースケースを加え、実現するための検討事項(案)を再度考察。

	用いる情報	利活用アイデアの例示
1	車両情報	車両のモデルグレード名・取扱説明書・車台番号の打刻位置などを格納すれば、点検整備での車両情報確認や2次流通での中古車販売事業者からメーカーへの問い合わせの負担軽減になる。
2	点検整備情報	整備情報をデータとしてIC自動車検査証に格納することにより、整備事業者にとって点検整備の際、整備情報の管理が容易となり、点検整備の効率化が図られるほか、自動車ユーザーにとっても整備履歴の管理が容易となり、点検整備の励行促進につながる。さらに、過去の整備履歴を参考にすることが可能となるため、中古車の適切な査定につながる。
3	保険情報	自賠償保険情報をIC自動車検査証に格納する。
4	ポイント情報	IC自動車検査証を、車両に関連する事業者(ディーラー、ガソリンスタンド等)の会員証や会員向けポイントカードシステムの代わりとして活用する。
5	旅記録情報	旅行先での記念スタンプのように、走行到着記念歴、北海道網走や知床半島走行到達歴の記録など、車の旅記録があると面白い。また、旅行先において旅記録が更新された場合に、当該地域で使える割引ポイントが付与される等、旅行者にインセンティブを与えられるような仕組みにする(地域の活性化や旅行動向に関するビッグデータの収集にも寄与)。
6	決済を可能とする情報	自動車の使用において、料金の収受を電子的に決済可能な情報を格納して活用できるとよい。
その他	免許証情報	IC自動車検査証(諸元情報)と免許証情報を組み合わせることで、運行予定の車両に対する資格の確認を確実かつ効率的に行える。

※他にも同じ情報を用いて、多くのアイデアを頂きましたが、ユースケースとして各情報から1つのユースケースを抽出しています。

追加のユースケースから考察した検討事項(案)

○ 追加したユースケースを実現するための検討事項（案）を再度考察。

	1. 目的	2. 実現性		
		制度面	技術面	運用面
決済を可能とする情報	<ul style="list-style-type: none"> 自動車ユーザーの利便性の向上につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリの搭載者、情報の記録者、情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。 決済用ICカードの各種システム利用規程との整合を図るとともに、発行業務等に関する基準等を満たす必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 決済用ICカードの関連規格に準拠した機能をIC自動車検査証に備えることが必要ではないか。 現行の決済用機器で使用するためには、IC自動車検査証に接触型インターフェースが必要となるのではないか。 換金性の高い情報の取扱いを検討する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の再交付の際、情報を引き継ぐ仕組みが必要か。 IC自動車検査証を決済用ICカードとして別の車両で使用している間は、自動車検査証と紐づく車両を運行することができなくなるのではないか。（車検証の携行義務）

ユースケースの考察から得た検討事項の整理

○ 追加したユースケースの考察を踏まえた、検討事項の整理は以下のとおり。

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用をする主体（行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者）ごとに利活用事務の範囲を限定すべきか。 現在実施されていない又は効率性が向上するものであることが必要ではないか。 利用される見込みが十分にあることが必要ではないか。 現行の法制度上認められていないものについては、制度改正の見込みがあるか。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者をそれぞれ限定する必要があるか。 記録された情報を利用する主体は広く認められるべきではないか。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> アプリの開発やICカードへのアプリの搭載・消去について、国の関与が必要か。 ICカードへの情報の記録者等を限定する場合、どのような要件及びチェックの仕組みが必要か。 書込・閲覧等の権限をその主体ごとに管理する必要があるか。 また、管理が必要な場合、どういった単位（本店・営業所等）で権限を付与するか。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> データ量等に応じた利活用方式を実現する場合、自動車検査証情報以外に、ICチップに車両を識別する情報(車両ID等)を格納する方式が必要か。 多くの主体に共通的に利用される情報を記録し、誰でも情報を閲覧できる領域が必要か。 多様な利活用を可能とするため、使用できるデータ量の上限を設けるべきか。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 国交省と利活用の主体は、それぞれどのような環境（システム整備、機器の調達、データ容量等）やカード機能を準備すべきか。 ICチップに書き込まれた情報の真正性を担保する必要があるか。 ICカードに接触型インタフェースを設ける必要があるか。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> 利活用する主体や個人情報・換金性の高い情報等の有無によって、講じる安全管理措置に違いを設けるか。 ICチップに書き込まれた情報の漏洩を予防する仕組みをどのように設けるか。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> すべての利活用事務の開始に当たって同意を取る手続が必要か。 不適切な利用があった場合に、どのような措置をとる必要があるか。 変更登録等でIC自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ措置を行う必要があるか。

検討事項を踏まえ検討すべき項目

検討事項を踏まえ検討すべき項目

- P9において、制度面・技術面・運用面の視点から、「ユースケースの考察から得た検討事項」を整理したところ。
- 上記検討事項に沿って検討を進めるにあたり、各検討事項に対して一つの論点からのみではなく、多面的に考察する必要性があり、これを整理するため、まず考察すべき検討項目を以下のとおり抽出した。

視点	利活用検討の論点	考察すべき検討項目
制度面	1. 利活用事務の範囲	・利活用事務の範囲 ・個人情報等の取り扱い ・利活用事務及びその主体の管理
	2. 利活用事務の主体の範囲	・利活用事務の主体の範囲（AP搭載者） ・カードAPの開発及び搭載/消去 ・アクセス権限の管理
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	・利活用事務の主体の範囲（AP搭載者） ・カードAPの開発及び搭載/消去 ・アクセス権限の管理 ・利活用事務及びその主体の管理
技術面	4. 利活用方式	・利活用方式 ・アクセス権限の管理
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	・利活用方式 ・情報の真正性の保証 ・利活用において必要となる環境と要件 ・利活用事務及びその主体の管理
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	・個人情報等の取り扱い ・アクセス権限の管理 ・利活用において必要となる環境と要件 ・利活用事務及びその主体の管理
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	・個人情報等の取り扱い ・カードAPの開発及び搭載/消去 ・利活用事務及びその主体の管理

検討事項を踏まえ検討すべき項目

- 前ページ（P11）において抽出した検討項目については、各検討事項を跨いで共通する項目があり、大きく以下の9項目に分類される。
- 次ページ（P13）以降においては、「ユースケースの考察から得た検討事項」に対し、以下の9つの検討項目を縦串として整理し、各項目の具体的な検討については「資料2」で行うこととする。

No	検討項目	内容
1	利活用事務の範囲	IC自動車検査証の利活用事務の範囲を検討する。
2	利活用事務の主体の範囲 (AP搭載者)	IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の主体の範囲を検討する。
3	利活用方式	IC自動車検査証の空き領域を利用した利活用を実現する際の利活用方式を検討する。
4	個人情報等の取り扱い	利活用事務における個人情報等の取り扱いを検討する。
5	カードAPの開発及び搭載／消去	利活用事務で利用するカードAPの開発及び搭載／消去について実施主体及び方法について検討する。
6	アクセス権限の管理	利活用事務において、ICカードに格納する情報のアクセス権限管理について検討する。
7	情報の真正性の保証	利活用事務において、ICカードに格納する情報の真正性の保証について検討する。
8	利活用において必要となる環境と要件*1	利活用において必要となる環境とその要件について検討する。
9	利活用事務及びその主体の管理*1	IC自動車検査証の利活用事務及びその主体の管理について検討する。

*1：他の検討項目の導出解によって変動するため、検討の方向性のみ示す。

検討事項を踏まえ検討すべき項目の整理(1/4)

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理	検討項目									
			利活用事務の範囲	利活用事務の主体の範囲 (AP搭載者)	利活用方式	個人情報等の取り扱い	カードAPの開発及び搭載/消去	アクセス権限の管理	情報の真正性の保証	要件 ^{*1}	利活用事務及びその主体の管理 ^{*1}	
制度面	1. 利活用事務の範囲	IC自動車検査証の利活用をする主体（行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者）ごとに利活用事務の範囲を限定するべきか。	○			○						○
		現在実施されていない又は効率性が向上するものであることが必要ではないか。	○									
		利用される見込みが十分にあることが必要ではないか。	○									
		現行の法制度上認められていないものについては、制度改正の見込みがあるか。	○									
	2. 利活用事務の主体の範囲	アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者をそれぞれ限定する必要があるか。		○			○	○				
		記録された情報を利用する主体は広く認められるべきではないか。						○				

検討事項を踏まえ検討すべき項目の整理(2/4)

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理	検討項目									
			利活用事務の範囲	利活用事務の主体の範囲 (AP搭載者)	利活用方式	個人情報等の取り扱い	カードAPの開発及び搭載/消去	アクセス権限の管理	情報の真正性の保証	要件 ^{*1}	利活用事務及びその主体の管理 ^{*1}	
制度面	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	アプリの開発やICカードへのアプリの搭載・消去について、国の関与が必要か。		○				○	○			○
		ICカードへの情報の記録者等を限定する場合、どのような要件及びチェックの仕組みが必要か。						○				○
		書込・閲覧等の権限をその主体ごとに管理する必要があるか。						○				
		また、管理が必要な場合、どういった単位（本店・営業所等）で権限を付与するか。						○				

検討事項を踏まえ検討すべき項目の整理(3/4)

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理	検討項目								
			利活用事務の範囲	利活用事務の主体の範囲 (AP搭載者)	利活用方式	個人情報等の取り扱い	カードAPの開発及び搭載/消去	アクセス権限の管理	情報の真正性の保証	利活用において必要となる環境と要件 *1	利活用事務及びその主体の管理 *1
技術面	4. 利活用方式	データ量等に応じた利活用方式を実現する場合、自動車検査証情報以外に、ICチップに車両を識別する情報(車両ID等)を格納する方式が必要か。			○						
		多くの主体に共通的に利用される情報を記録し、誰でも情報を閲覧できる領域が必要か。					○				
		多様な利活用を可能とするため、使用できるデータ量の上限を設けるべきか。			○						
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	国交省と利活用の主体は、それぞれどのような環境(システム整備、機器の調達、データ容量等)やカード機能を準備するべきか。							○	○	
		ICチップに書き込まれた情報の真正性を担保する必要があるか。						○			
		ICカードに接触型インタフェースを設ける必要があるか。			○						

検討事項を踏まえ検討すべき項目の整理(4/4)

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理	検討項目									
			利活用事務の範囲	利活用事務の主体の範囲 (AP搭載者)	利活用方式	個人情報等の取り扱い	カードAPの開発及び搭載/消去	アクセス権限の管理	情報の真正性の保証	要件*1	利活用において必要となる環境と	利活用事務及びその主体の管理*1
技術面	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	利活用する主体や個人情報・換金性の高い情報等の有無によって、講じる安全管理措置に違いを設けるか。				○		○				○
		ICチップに書き込まれた情報の漏洩を予防する仕組みをどのように設けるか。						○		○		○
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	すべての利活用事務の開始に当たって同意を取る手続が必要か。										○
		不適切な利用があった場合に、どのような措置をとる必要があるか。										○
		変更登録等でIC自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ措置を行う必要があるか。					○					

*1：他の検討項目の導出解を持って決定するため、検討の方向性のみ示す。